

利用料金 【県内】

令和7年4月1日から
彦根総合スポーツ公園
(単位:円)

1 陸上競技場および補助競技場

(1) 貸切り使用

ア 陸上競技場

区 分			午前 【利用時間単位】 8:30～9:30 9:30～10:30 10:30～11:30 11:30～12:30		午後 【利用時間帯】 13:00～14:00 14:00～15:00 15:00～16:00 16:00～17:00		夜間 【利用時間帯】 17:30～18:30 18:30～19:30 19:30～20:30 20:30～21:30	
			1時間につき		1時間につき		1時間につき	
入場料等を徴収しない場合	幼児、小学生、中学生、高校生等	単独団体使用 (学校行事・クラブ活動・障害者団体)	1,480 (740)		2,180 (1,090)		2,960 (1,480)	
		複数団体使用 (学校行事・クラブ活動・障害者団体)	800 (400)		1,100 (600)		1,500 (800)	
	アマチュアスポーツ	単独団体使用 (障害者団体)	2,940 (1,470)		4,370 (2,180)		5,880 (2,940)	
		複数団体使用 (障害者団体)	1,500 (800)		2,200 (1,100)		3,000 (1,500)	
	その他の催物	平日 (障害者団体)	7,620 (3,810)		10,800 (5,400)		15,200 (7,600)	
		〈土日休日〉 (障害者団体)	〈11,430〉 (5,710)		〈16,200〉 (8,100)		〈22,800〉 (11,400)	
入場料等を徴収する場合	幼児、小学生、中学生、高校生等		1時間につき	2,940	1時間につき	4,370	1時間につき	5,880
	アマチュアスポーツ		1時間につき	6,000	1時間につき	8,730	1時間につき	12,000
	その他の催物	入場料等が1,000円以下の場合	平日 〈土日休日〉	14,800 〈22,200〉	1時間につき	21,800 〈32,700〉	1時間につき	29,600 〈44,400〉
		入場料等が1,000円を超える場合	平日 〈土日休日〉	29,400 〈44,100〉	1時間につき	43,700 〈65,550〉	1時間につき	58,800 〈88,200〉
	その他の催物 〔県内プロスポーツ団体(注6に該当する団体)〕	入場料等が1,000円以下の場合	平日 〈土日休日〉	7,400 〈11,100〉	1時間につき	10,900 〈16,350〉	1時間につき	14,800 〈22,200〉
		入場料等が1,000円を超える場合	平日 〈土日休日〉	14,700 〈22,050〉	1時間につき	21,850 〈32,770〉	1時間につき	29,400 〈44,100〉

イ 補助競技場

区 分			午前 【利用時間帯】 8:30～9:30 9:30～10:30 10:30～11:30 11:30～12:30		午後 【利用時間帯】 13:00～14:00 14:00～15:00 15:00～16:00 16:00～17:00	
			1時間につき		1時間につき	
入場料等を徴収しない場合	幼児、小学生、中学生、高校生等	単独団体使用 (学校行事・クラブ活動・障害者団体)	950 (470)		1,400 (700)	
		複数団体使用 (学校行事・クラブ活動・障害者団体)	500 (300)		700 (400)	
	アマチュアスポーツ	単独団体使用 (障害者団体)	1,890 (940)		2,780 (1,390)	
		複数団体使用 (障害者団体)	1,000 (500)		1,400 (700)	
	その他の催物	平日 (障害者団体)	4,900 (2,450)		6,970 (3,480)	
		〈土日休日〉 (障害者団体)	〈7,350〉 (3,670)		〈10,450〉 (5,220)	
入場料等を徴収する場合	幼児、小学生、中学生、高校生等		1時間につき	1,890	1時間につき	2,780
	アマチュアスポーツ		1時間につき	3,850	1時間につき	5,570
	その他の催物	入場料等が1,000円以下の場合	平日 〈土日休日〉	9,490 〈14,230〉	1時間につき	14,000 〈21,000〉
		入場料等が1,000円を超える場合	平日 〈土日休日〉	18,900 〈28,350〉	1時間につき	27,800 〈41,700〉
	その他の催物 〔県内プロスポーツ団体(注6に該当する団体)〕	入場料等が1,000円以下の場合	平日 〈土日休日〉	4,740 〈7,110〉	1時間につき	7,000 〈10,500〉
		入場料等が1,000円を超える場合	平日 〈土日休日〉	9,450 〈14,170〉	1時間につき	13,900 〈20,850〉

(2) 個人使用

区 分	1人1回
幼児、小学生、中学生 (障害者・介護者または学校行事・クラブ活動)	270 (130)
高校生 (障害者・介護者または学校行事・クラブ活動)	340 (170)
一 般 (障害者・介護者)	480 (240)
シニア(65歳以上)	240

2 野球場(貸切り使用)

区 分	午前 【利用時間帯】 8:30～9:30 9:30～10:30 10:30～11:30 11:30～12:30		午後 【利用時間帯】 13:00～14:00 14:00～15:00 15:00～16:00 16:00～17:00		夜間 【使用時間帯】 17:30～18:30 18:30～19:30 19:30～20:30 20:30～21:30				
	入場料等を徴収しない場合	幼児、小学生、中学生、高校生等 (学校行事・クラブ活動・障害者団体)	1時間につき 1,350 (670)	1時間につき 1,940 (970)	1時間につき 2,710 (1,350)	アマチュアスポーツ (障害者団体)	1時間につき 2,710 (1,350)	1時間につき 3,810 (1,900)	1時間につき 5,570 (2,780)
入場料等を徴収する場合	その他の催物 (障害者団体)	1時間につき 11,100 (5,550)	1時間につき 15,600 (7,800)	1時間につき 22,300 (11,150)	幼児、小学生、中学生、高校生等	1時間につき 2,710	1時間につき 3,810	1時間につき 5,570	
	アマチュアスポーツ	1時間につき 5,200	1時間につき 7,610	1時間につき 11,100	アマチュアスポーツ	1時間につき 5,200	1時間につき 7,610	1時間につき 11,100	
	その他の催物	入場料等が1,000円以下の場合	1時間につき 22,300	1時間につき 31,300	1時間につき 45,200	その他の催物 入場料等が1,000円を超える場合	1時間につき 45,200	1時間につき 62,300	1時間につき 90,300
		入場料等が1,000円を超える場合	1時間につき 45,200	1時間につき 62,300	1時間につき 90,300				
その他の催物 [県内プロスポーツ団体(注5に該当する団体)]	入場料等が1,000円以下の場合	1時間につき 11,150	1時間につき 15,650	1時間につき 22,600	その他の催物 入場料等が1,000円を超える場合	1時間につき 11,150	1時間につき 15,650	1時間につき 22,600	
	入場料等が1,000円を超える場合	1時間につき 22,600	1時間につき 31,150	1時間につき 45,150					

□ 屋内練習場のみ使用

1面1時間につき(学校行事・クラブ活動・障害者団体)	360 (180)
----------------------------	-----------

3 トレーニング室

区 分	1人1回 (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以内)	定期券 (1人1月)
幼児、小学生、中学生 (障害者・介護者または学校行事・クラブ活動)	270 (130)	2,700 (1,350)	—
高校生 (障害者・介護者または学校行事・クラブ活動)	430 (210)	4,300 (2,150)	3,440 (1,720)
一 般 (障害者・介護者)	610 (300)	6,100 (3,050)	4,880 (2,440)
シニア(65歳以上)	300	3,050	2,440

4 会議室等

(1) 陸上競技場会議室

区 分	午前 【利用時間帯】 8:30～9:30 9:30～10:30 10:30～11:30 11:30～12:30		午後 【利用時間帯】 13:00～14:00 14:00～15:00 15:00～16:00 16:00～17:00		夜間 【利用時間帯】 17:30～18:30 18:30～19:30 19:30～20:30 20:30～21:30	
	会議室1	(付随使用または学校行事・クラブ活動・障害者団体) [学校行事・クラブ活動・障害者団体+付随使用]	1時間につき 1,460 (730) [360]	1時間につき 2,120 (1,060) [530]	1時間につき 2,920 (1,460) [730]	
会議室2・3・4・5・6・7・8 (各室)	(付随使用または学校行事・クラブ活動・障害者団体) [学校行事・クラブ活動・障害者団体+付随使用]	1時間につき 810 (400) [200]	1時間につき 1,180 (590) [290]	1時間につき 1,620 (810) [400]		
5階会議室1	(付随使用または学校行事・クラブ活動・障害者団体) [学校行事・クラブ活動・障害者団体+付随使用]	1時間につき 450 (220) [110]	1時間につき 660 (330) [160]	1時間につき 900 (450) [220]		
5会議室2・3(各室)	(付随使用または学校行事・クラブ活動・障害者団体) [学校行事・クラブ活動・障害者団体+付随使用]	1時間につき 240 (120) [60]	1時間につき 350 (170) [80]	1時間につき 480 (240) [120]		

(2) 野球場会議室等

区 分		午前 【利用時間帯】 8:30～ 9:30 9:30～10:30 10:30～11:30 11:30～12:30	午後 【利用時間帯】 13:00～14:00 14:00～15:00 15:00～16:00 16:00～17:00	夜間 【利用時間帯】 17:30～18:30 18:30～19:30 19:30～20:30 20:30～21:30
会議室	(付随使用または学校行事・クラブ活動・障害者団体) [学校行事・クラブ活動・障害者団体 +付随使用]	1時間につき 770 (380) [190]	1時間につき 1,110 (550) [270]	1時間につき 1,490 (740) [370]
ミーティング室1・2 (各室)	(学校行事・クラブ活動・障害者団体)	1時間につき 770 (380)	1時間につき 1,110 (550)	1時間につき 1,490 (740)
本部席・役員席・審判席 (各席)	(学校行事・クラブ活動・障害者団体)	1時間につき 380 (190)	1時間につき 380 (190)	1時間につき 380 (190)

4 付帯設備(県内・県外共通)

区 分		単 位	料 金	
全 公 体 園	放送用器具(マイク1本付)	1式1回	1,850	
	マイクロホン	1本1回	650	
	ワイヤレスマイク	1本1回	870	
	ハンドマイク	1本1回	430	
補 陸 助 上 競 競 技 技 場 場	競技用器具	1種目	100	
		1式1回	10,200	
	球技用器具	1式1回	2,100	
	大型映像装置	1式1回	13,800	
	競技用カメラ(12台)	1式1回	3,800	
	写真判定装置	1式1日	33,000	
	温水シャワー	1人1回	100	
	照 明 設 備	1000lxパターン	1時間	10,000
		500lxパターン	1時間	8,600
		200lxパターン	1時間	4,000
100lxパターン		1時間	1,700	
野 球 場	カウント機	1式1回	510	
	スコアボード	1式1回	2,500	
	照 明 設 備	全点灯	1時間	6,990
		4分の3点灯	1時間	5,240
		2分の1点灯	1時間	3,500
		4分の1点灯	1時間	1,740
		残置灯点灯	1時間	970

注. 1回と注. 1回とは、午前、午後、夜間のそれぞれをいう。

- 注 1 この表は、県内居住者が使用する場合の料金となります。
- 2 使用者が入場料等を徴収しない場合であっても、宣伝その他これに類する目的をもって催物を行うときは、1,000円を超える入場料等を徴収する場合とみなします。
- 3 陸上競技場(貸切り使用に限る。)、野球場(貸切り使用に限る。)または会議室等の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とします。
- 4 補助競技場(貸切り使用に限る。)の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とします。
- 5 陸上競技場および補助競技場を個人使用する場合またはトレーニング室を使用する場合において、その前後に続いて陸上競技場会議室を使用するときは、()内の額とします。
- なお陸上競技場および補助競技場を個人使用する場合またはトレーニング室を使用する場合において、県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動で陸上競技場会議室を使用するときは、()内の額とします。
- 6 陸上競技場(貸切り使用に限る。)または野球場(貸切り使用に限る。)における「入場料等を徴収する場合」の「その他の催物[県内プロスポーツ団体]」とは、次のアからエのいずれにも該当する場合に限ります。
- ア 本県を活動拠点とするプロスポーツ団体であること。
- イ スポーツを通じた地域貢献活動を定期的・継続的に実施し、地域の活性化および青少年の健全育成に資する団体であること。
- ウ 「みる」スポーツを通じた県民へのスポーツ振興に寄与する団体であること。
- エ 当該プロスポーツ団体の活動が、県から支援、協力を得られている団体であること。
- 7 陸上競技場および補助競技場を個人使用する場合またはトレーニング室を使用する場合(回数券および定期券での使用は除く。)、それぞれの区分で10回の使用につき、1回無料で使用できます。ただし、2028年(令和10年)3月31日までの使用に限ります。